

来年度も継続して利用を希望される保護者の皆様へ

継続される方も令和2年度放課後児童クラブ利用申請が必要です！

令和2年度栗原市放課後児童クラブ利用のご案内

放課後児童クラブとは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として実施している事業です。

【対象児童】

栗原市内の小学校に通学する児童で、保護者や家族が就労（自営や農業を含む）や疾病（病気入院や長期加療）、家族等の看護・介護、その他の理由により、放課後等に児童の保護や世話ができない児童を対象としています。

【利用期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（年間を通じての利用が基本となります）

【休業日】

- ・日曜日、夏季休業日（8月13日から8月16日）及び年末年始休業日（12月29日から1月3日）
- ・その他市長が必要と認める日

【利用時間】

- ・平日の下校時：おおむね午後1時30分から午後6時30分まで
- ・1日開所日（土曜、祝日、長期休業期間等）：午前7時30分から午後6時30分まで

【利用料】

①【月曜から金曜まで利用】

- ・1人目：3,000円/月 2人目：1,500円/月 3人目：無料

②【月曜から土曜まで利用】

- ・1人目：4,000円/月 2人目：2,000円/月 3人目：無料

※その他に保険料や教材費、おやつ代等で①は2,000円/月②は2,500円/月の負担があります。

【放課後児童クラブ一覧】

放課後児童クラブ名	設置場所	定員	住 所	電話番号
築館放課後児童クラブ	旧築館幼稚園	230	築館薬師二丁目4番22号	22-1266
宮野放課後児童クラブ	宮野小学校内	58	築館字上宮野台291番地	22-8020
若柳放課後児童クラブ	若柳小学校内	166	若柳字川北塚原55番地	32-6100
栗駒放課後児童クラブ	旧岩ヶ崎幼稚園	151	栗駒岩ヶ崎下小路13番地9	45-5795
栗駒南放課後児童クラブ	旧尾松幼稚園	106	栗駒稲屋敷後原前78番地	45-1212
高清水放課後児童クラブ	高清水小学校内	82	高清水西善光寺21番地	58-2229
一迫放課後児童クラブ	一迫小学校内	136	一迫真坂字新道満15番地	52-3661
瀬峰放課後児童クラブ	瀬峰小学校内	70	瀬峰清水山15番地1	38-4422
鶯沢放課後児童クラブ	鶯沢小学校敷地内	65	鶯沢南郷辻前3番地1	調整中
金成放課後児童クラブ	旧金成小学校内	119	金成台畑23番地1	42-1019
志波姫放課後児童クラブ	志波姫小学校内	148	志波姫沼崎新田64番地	25-3033
花山放課後児童クラブ	草木コミュニティーセンター内	38	花山字草木沢原井田40番地1	56-2610

【利用申請】

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添え、入所児童1名につき1部をご提出ください。

ただし、就労状況等報告書、誓約書については、兄弟（姉妹）で放課後児童クラブを申請する場合は、1部のみ提出で構いません。

なお、学年等は令和2年度の内容を記載願います。

【利用申請書の受取り・提出場所】

1	申請書類	① 放課後児童クラブ利用申請書 ② 放課後児童クラブ家庭状況調査票 ③ 就労状況等報告書（世帯内就労者全員分） ④ 誓約書
2	申請期間	令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 12 月 2 日（月） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 ※休日受付 11/24（日）、11/30（土） 午前 9 時から午後 5 時まで 場所：子育て支援課【市役所 1 階】 ※申請期間後の利用申請については随時受付いたしますが、審査結果により定員超過の場合は入所できない場合がありますのでご了承ください。
3	申請書類受取り ・提出先	各総合支所 市民サービス課 ※申請の際には、簡単な確認事項（面談）があります。

【利用承諾】

- 申請内容を審査し、利用承諾の有無について令和 2 年 2 月上旬までにお知らせします。
- 審査は、申請内容、入所希望放課後児童クラブの状況等を総合的に判断し、承諾いたします。
（申請すれば必ず入所できるものではありませんので、ご理解願います。）
- 放課後児童クラブ利用料金に未納がある方は、未納分を納入していただいたからの利用決定となります。

【退所届】

放課後児童クラブを退所する場合は、各市民サービス課に退所届を退所日の 10 日前までに提出してください（支援員等への口頭での連絡では退所となりませんのでご注意ください）。

【その他】

- 保護者のお迎えが原則ですので、必ず時間内に遅れずにお迎えをお願いします。何らかの事情で遅れる場合は、必ず放課後児童クラブにご連絡をお願いいたします。
- 児童本人がけが及び体調不良の場合は、お迎えをお願いいたします。申請書の緊急時連絡先には、必ずご連絡の取れる方 2 名の連絡先をご記入願います。
- 不必要な物は持たせないようにお願いします（お金、おもちゃ等）。
- 次の場合、退所していただくことがあります。
 - ・利用日が極端に少ない場合
 - ・支援員の注意を守れない場合
 - ・利用料の滞納が生じた場合
- 次の場合、必ず市民サービス課に変更届を変更する 10 日前までに提出してください。
 - ・利用形態、保護者の連絡先、住所、電話番号など申請事項に変更が生じたとき
 - ・勤務先が変わったとき
 - ・その他
- 次の場合、利用者数の状況により、実施場所が変更となる場合があります。
 - ・放課後児童クラブごとの利用者数が定員を超える場合
 - ・放課後児童クラブごとの利用者数が極端に少ない場合

【申込み及び問い合わせ先】

○栗原市教育委員会 社会教育課 TEL42-3514

○各総合支所市民サービス課

- ・築館 TEL22-1111
- ・若柳 TEL32-2121
- ・栗駒 TEL45-2111
- ・高清水 TEL58-2111
- ・一迫 TEL52-2111
- ・瀬峰 TEL38-2111
- ・鶯沢 TEL55-2111
- ・金成 TEL42-1111
- ・志波姫 TEL25-3111
- ・花山 TEL56-2111